

公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会三重本部規則

第 1 章 名称及び事務所

(名 称)

第 1 条 この本部は、公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会三重本部という。

(事 務 所)

第 2 条 この本部（以下当本部という）の事務所を三重県津市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 当本部は、公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会（以下本会という）の行う定款に定める事業を円滑に推進することを目的とする。

(業 務)

第 4 条 当本部は、前条の目的を達成するため次の業務を行う。

- (1) 会員の入退会等に関する業務
- (2) 会費徴収業務
- (3) 苦情解決業務
- (4) 研修業務
- (5) 弁済業務保証金分担金の受入れ・返還業務
- (6) 手付金保証業務
- (7) 手付金等保管業務
- (8) 広報・情報提供業務
- (9) その他定款第 4 条に定める事業の目的を達成するために必要な業務

第 3 章 所属会員

(種 別)

第 5 条 当本部に所属する会員は、定款第 5 条による会員のうち、本県内に主たる事務所を有するものとする。

(入会手続)

第 6 条 当本部は、本会への入会申込みを受けたときは、別に定める入会基準に基づき、本部長が当該者の入会の適否を審査し、会長宛届け出る。

(会員の資格喪失後の処理)

第7条 定款第10条及び第12条による資格喪失については、その該当者を速やかに本部長より会長宛届け出るものとする。

2 資格喪失に伴う会員之証等の返還は、当本部において行う。

第4章 役 職 者

(種 別)

第8条 当本部の役職者は、次のとおりとする。

- (1) 本 部 長 1 名
- (2) 副 本 部 長 若干名
- (3) 常 任 幹 事 若干名
- (4) 幹 事 若干名
- (5) 監 査 若干名

(選 任)

第9条 役職者は、別に定める役職者の選任に関する規約に基づき選任する。

(職 務)

第10条 本部長は当本部を代表し、その会務を統轄する。

2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故ある時又は本部長が欠けたときはあらかじめ本部長が指名した順序により、その職務を代行する。

3 常任幹事は、本部の常務を処理する。

4 幹事は本部運営の執行に当る。

5 監査は次に掲げる職務を行う。

(1) 当本部の財産及び会計を監査すること。

(2) 当本部の幹事の業務執行を監査すること。

(任 期)

第11条 役職者の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する本部総会の終決の時までとする。ただし、補欠又は補充により就任した役職者の任期は、それぞれ前任者又は現任者の残存期間とする。

(解 任)

第12条 役職者の解任は、定款第30条の規定を準用する。

(顧問・相談役)

第13条 当本部に顧問・相談役を置くことができる。

2 顧問、相談役は本部長が推薦し、幹事会の承認を得て委嘱する。

第 5 章 会 議

(種 別)

第 14 条 会議は、本部総会、幹事会とし、幹事会の議決を経て常任幹事会をおくことができる。

(構 成)

第 15 条 当本部総会は、当本部に所属する会員をもって構成する。

2 幹事会は、幹事をもって構成する。

3 常任幹事会は、本部長、副本部長、常任幹事をもって構成する。

(権 能)

第 16 条 本部総会は、当本部事業計画・予算並びに事業報告・決算を報告するとともに、次の事項を議決する。

(1) 当本部役職者の選任又は解任に関する事項

(2) 本会の理事候補者の選出に関する事項

(3) 当本部に対する建策及び事業の推進に関する事項

(4) その他の当本部に関する重要事項

2 幹事会は、次の事項を審議する。

(1) 当本部の事業計画・予算に関する事項

(2) 当本部の事業報告・決算に関する事項

(3) 当本部総会に提出する議案に関する事項

(4) 当本部総会決議の執行に関する事項

(5) その他当本部総会の議決を要しない当本部事業の執行に関する事項

3 常任幹事会は、次の事項を処理する。

(1) 総会及び幹事会の議決したことの執行に関する事項

(2) 幹事会より付託又は委任された事項

(3) 入会の審査に関する事項

(4) 当本部の予算に関する事項

(5) その他本部総会、幹事会の議決を要しない事項

(開 催)

第 17 条 本部総会は地方本部長が招集し、毎年事業年度終了後、5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

2 臨時総会は幹事会が必要と認めた時又は当本部正会員の5分の1以上若しくは監査から会議の目的たる事項を示して請求があったとき、開催する。

3 幹事会は本部長が必要と認めたとき、又は幹事総数の2分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき、開催する。

4 常任幹事会は、本部長が必要と認めたときに開催する。

(招 集)

第 18 条 会議は本部長が招集する。

2 会議の招集は、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示して、開会の 1 週間以前に構成員に対し文書で通知を発しなければならない。

(議 長)

第 19 条 会議の議長は、出席構成員の中から選任する。ただし、本部長若しくは本部長の指名する者とする事ができる。

(定 足 数)

第 20 条 会議は、本部総会においては会員の 10 分の 1 以上若しくは地方本部代議員の 2 分の 1 以上、幹事会においては幹事の 2 分の 1 以上、常任幹事会においては構成員の 2 分の 1 以上の出席がなければ、開会することができない。

(議 決)

第 21 条 会議の議事は、本規則に別に定めるもののほか、出席構成員の過半数の同意をもって決する。

2 前項の場合において、議長は議決に加わることができない。ただし、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(議決の委任)

第 22 条 会議に出席できない会員、会議構成員は、あらかじめ通知された事項について、他の出席構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前 2 条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

2 前項の規定は、幹事会には適用しないものとする。

(議 事 録)

第 23 条 会議については、その議事の要領及び結果を記載又は記録した議事録を作成しなければならない。

2 本部総会の議事録には、議長及びその会議において選出された出席構成員 2 人が記名押印する。

3 幹事会の議事録には、本部長及び監査が記名押印する。

4 常任幹事会の議事録には、その会議において選出された出席構成員 2 人が署名する。

(委員会)

第24条 当本部事業の円滑な運営を図るため幹事会の議決を経て、委員会をおくことができる。委員会及び所管事項は次の通りとする。

1 総務委員会

- (1) 三重本部の運営に関する総括事項
- (2) 官公庁及び関係団体との連絡
- (3) 会議に関する事項
- (4) 規則その他諸規定に関する事項
- (5) 事務局に関する事項
- (6) 事業計画の立案に関する事項
- (7) 手付金保証業務・手付金等保管業務に関する事項
- (8) 会員の入退会及び会員情報の把握に関する事
- (9) 会員名簿の作成
- (10) その他、他の委員会に属さない事項

2 財務委員会

- (1) 予算、決算、金銭出納に関する事項
- (2) 経理帳簿、財産の保管及び損益処理に関する事項
- (3) 物品購入及び保管に関する事項
- (4) 還付金に関する事項
- (5) 会費の徴収に関する事項
- (6) その他会計に関する事項

3 広報啓発委員会

- (1) 広報誌等の編集と発行
- (2) ホームページに関する事
- (3) 各種の情報収集
- (4) 他団体、報道機関との連絡と対外的啓蒙活動
- (5) その他宅建業の調査研究に関する事

4 消費者保護委員会

- (1) 不動産に関する相談と苦情解決に関する業務
- (2) 認証申請の原案の作成業務
- (3) その他消費者保護に関する事

5 人材育成委員会

- (1) 一般公開研修会の実施
- (2) 宅建業者の資質向上のための研修会・講演会等の実施
- (3) 宅建業従業者育成のための研修会の実施
- (4) その他人材育成・研修業務に関する事

第6章 年度及び会計

(事業計画及び予算)

第25条 当本部の事業計画案及び収支予算書案は、毎年度開始前に常任幹事会等の審議を経て会長あてに提出するものとする。

(事業報告及び決算)

第26条 当本部の事業報告及び決算報告は、毎年度終了後に常任幹事会等の審議を経て会長あてに提出するものとする。

(事業年度)

第27条 当本部の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第7章 事務局

(事務局)

第28条 当本部に事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び職員若干名を置く。
- 3 事務局長及び職員は、業協会の事務局長及び職員を兼ねることができる。
- 4 事務局長及び職員の任免は、幹事会の同意を得て本部長が行う。
- 5 事務局長は、幹事をもって充てることができる。
- 6 事務局長及び職員は有給とする。
- 7 前6項に定めるもののほか、事務局に関する事項は本部長が幹事会の議決を経て別に定める。

第8章 雑 則

(細 則)

第29条 この規則の施行について必要な事項は、本部長が幹事会の決議を得て別に定める。この規則に定めのない事項については、幹事会の決するところによる。

(改 正)

第30条 この規則の改正については、幹事会において行う。なお、標準地方本部規則が改正されたときは、これに則して幹事会において改正するものとする。

附 則

- 1 この規則は昭和 47 年 12 月 15 日より施行する。
- 2 当本部発足当初の役員の任期は、業協会の役員の任期と同じとする。
- 3 設立当初の入会については第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、当該業協会会長の推薦をもって正会員 2 名の推薦に代るものとする。
- 4 昭和 48 年 8 月 2 日一部改正、同日施行
- 5 昭和 56 年 11 月 5 日一部改正、同日施行
- 6 昭和 57 年 11 月 24 日一部改正、同日施行
- 7 平成 7 年 11 月 1 日一部改正、同日施行(第 11 条幹事の分掌、第 17 条権能)
- 8 平成 15 年 10 月 20 日第 4 条(事務→業務)、第 11 条(7)削除、第 17 条 5 追加、第 17 条 6 削除、第 18 条(55 日→60 日)、第 22 条(55 日→60 日)
- 9 平成 20 年 12 月 9 日一部改正(第 17 条第 1 項第 4 号 予算の削除、第 25 条 細則の変更)同日施行
- 10 平成 22 年 3 月 26 日一部改正(第 6 条第 1 項第 4 号、第 16 条変更、第 17 条第 3 項第 4 号追加、第 19 条、第 22 条変更)同日施行
- 11 この規則は公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会の設立の登記の日から施行する。
- 12 令和 5 年 10 月 10 日一部改正(第 24 条委員会及び所管事項変更) 同日施行